

事務連絡
令和2年4月17日

各区市福祉事務所
西多摩福祉事務所
各支庁 } 生活保護担当課 御中

東京都福祉保健局生活福祉部保護課
東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉課

新型コロナウイルス感染症に関する事業者への要請に係る対応について

日頃より、生活保護行政の適正な運営に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。
標記の件について、別添のとおり厚生労働省社会・援護局保護課、厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室から事務連絡がありましたので送付いたします。
なお、東京都につきましては、別添の事務連絡のとおり参考送付となっております。

(担当)

東京都福祉保健局生活福祉部
保護課保護担当
電話：03-5320-4064

東京都福祉保健局生活福祉部
地域福祉課生活援助担当
電話：03-5320-4072

事務連絡

令和2年4月17日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

新型コロナウイルス感染症に関する事業者への要請に係る対応について

生活保護行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第3号）第15条第1項に基づく政府対策本部が設置され、同年4月7日に同法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が7都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県）を対象としてなされ、同16日にその対象が全都道府県に拡大されたところです。

緊急事態宣言を踏まえ、居住が不安定な方の一時的な居所の確保については、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言に係る対応について（一時的な居所の確保等について）」（7都府県及び管下指定都市及び中核市に対しては令和2年4月7日付け、その他の自治体には同9日付け厚生労働省社会・援護局保護課長及び同地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応に当たっての留意点について（令和2年4月17日付け厚生労働省社会・援護局保護課長及び同地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡）等により対応をお願いしておりますが、今般の対象の拡大を踏まえ、各自治体におかれましては、一層の取組をお願いいたします。

当初の緊急事態宣言の対象だった7都府県では、既に同法第45条第2項に基づく施設の利用の停止等の要請が行われています。今後、その他の道府県知事によりこうした要請が行われ、インターネットカフェ等の住居が不安定な方の居所となっている可能性のある事業者に休業要請が行われた場合、これにより居所を失う方の対応が必要となる可能性があります。特に、この要請が週末に施行される場合、こうした方への相談体制が適切に確保できるよう、生活困窮者自立支援相談の窓口や福祉事務所等の臨時的な開所、連絡体制の確保等の時間外週末の相談体制の確保について、各実施機関における実情に即しながら管下自治体と連携して対応いただくよう、お願いいたします。

また、各道府県等におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び実施機関に対し周知方お願いいたします。

なお、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県並びにこれらの都府県管下の指定都市及び中核市に対しては、本事務連絡は参考として送付するものです。

事 務 連 絡
令 和 2 年 4 月 7 日

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県 民生主管部（局） 御中
及び福岡県並びにこれらの都府県管下の指定都市及び中核市

厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について
(一時的な居所の確保等について)

今般の新型コロナウイルス感染症に関する生活保護及び生活困窮者自立支援制度の運用については「新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務及び生活困窮者自立支援制度における留意点について」(令和2年3月10日厚生労働省社会・援護局保護課長及び同地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡)等において適切な対応をお願いしているところです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第15条第1項に基づく政府対策本部が設置され、本日、新型コロナウイルス感染症対策本部長は同法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行ったところです。

この緊急事態宣言に係る特定都道府県知事は、同法第42条第2項に基づき、多数の者が利用する施設の管理者等に施設の利用の制限又は停止等を要請することができます。また、こうした要請に至らない場合においても、各事業者が自主的に営業を停止することも想定されます。こうした事態に関して、生活保護及び生活困窮者自立支援制度所管部局として、以下のとおり対応をお願いいたします。併せて、都道府県におかれては管内市町村(指定都市及び中核市を除く。)及び実施機関に対し周知方お願いします。

記

- 1 インターネットカフェ、漫画喫茶、サウナ、温浴施設等の利用の制限又は停止等に関する対応

(1) 部局間連携を通じた居住が不安定な方への配慮

各都道府県においては、緊急事態宣言に係る施設の利用制限を担当する部局と連携を密にし、インターネットカフェ、漫画喫茶、サウナ、温浴施設等の居住が不安定な方の一時的な居所となっている可能性のある施設の利用の制限又は停止を要請する場合、こうした居住が不安定な方の居所の確保に十分配慮した対応を行うよう、お願いいたします。また、こうした対応の状況について、管下の市町村への情報共有等をお願いいたします。

(2) 宿泊場所の確保と入所等

各都道府県におかれては、管下の市町村の一時生活支援事業のシェルター等の利用状況等を確認して、宿泊場所として活用可能な場所が管内全体でどの程度あるかを把握していただくようお願いします。

現状の宿泊場所だけでは不足が見込まれる場合等には、管下の市町村と連携し、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業の枠組みを活用して、自治体等が運営する自立支援センターや宿泊施設を借り上げたシェルター等に加え、庁内の関係部局とも連携しつつ、協力いただけるビジネスホテル、旅館等を開拓し、宿泊場所の確保を進めていただきますようお願いいたします。

各都道府県においては、管内の市町村と連携し、居住が不安定な方に対して、住まいをはじめとする生活の困りごとについて生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関に相談するように伝えるとともに、希望者に対しては確保した宿泊場所に入所し、必要に応じて衣食の提供がなされるように調整をお願いします。

仮に、一部の自治体で宿泊場所の不足が生じた場合に備えて、例えば、他の自治体の宿泊場所を活用するなど、都道府県が中心となって調整を行う枠組みなどについても検討いただくようお願いいたします。

(3) 住居確保給付金の活用

各自治体においては、上記に加え、本日別途事務連絡「住居確保給付金の支給対象の拡大に係る生活困窮者自立支援法施行規則の改正予定について」でお知らせしているとおり、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給要件が緩和されますので、安定的な居住の確保に向けて、同給付金の積極的な活用をお願いいたします。

(4) 生活保護との連携

こうした居所が不安定な方が生活保護の申請を行うことも想定し、民間宿泊所、ビジネスホテル等の確保についても、引き続き対応をお願いいたします。また、居宅での生活が難しく、保護施設等への入所が必要な方については、近隣施設の空き状況を把握しつつ、施設入所を行う等の対応をお願いいたします。